



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 21 日
第 4476 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）	1
○ 告 示	
※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正（中小企業支援課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法による登録 ^{かくたん} 喀痰吸引等事業者の登録（医療福祉推進課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法による登録 ^{かくたん} 喀痰吸引等事業者および登録特定行為事業者の登録（医療福祉推進課）	3
特定計量器定期検査の実施（計量検定所）	4
○ 公 告	
公共測量実施公告（監理課）	4
浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告（流域政策局）	4
一般競争入札の公告（情報政策課）	5
落札者決定の公告（管理課）	7
○ 県 税 事 務 所 告 示	
軽油引取税の特約業者の指定の取消し（南部）	8
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告（南部）	9
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）	9
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	9
○ 土 木 事 務 所 公 告	
道路の位置の指定公告（甲賀）	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（湖東）	11

規 則

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第49号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則（昭和55年滋賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 8 号の 4 中「第55条の 6 第 1 項」を「第55条の 7 第 1 項」に改め、同号を同条第 8 号の 5 とし、同条第 8 号の 3 中「第55条の 5」を「第55条の 6」に改め、同号を同条第 8 号の 4 とし、同条第 8 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(8)の 3 同法第55条の 5 第 1 項の規定による進学準備給付金の支給

第 6 条第 8 号の 5 の次に次の 1 号を加える。

(8)の 6 同法第55条の 8 第 1 項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施

第 6 条第14号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 同法第77条の 2 第 1 項の規定による保護を受けた者から徴収する金額の決定および徴収金の徴収

第6条第113号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第114号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第115号を次のように改める。

(115) 同法第7条第1項の規定による生活困窮者就労準備支援事業および生活困窮者家計改善支援事業の実施
第6条第115号の次に次の2号を加える。

(115)の2 同法第7条第2項各号に掲げる事業の実施

(115)の3 同法第9条第1項の規定による支援会議の設置

第6条第116号中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第117号中「第15条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条第118号中「第16条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第119号中「第16条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条に次の1号を加える。

(120) 同法第23条の規定による生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となるおそれが高い者に対する同法に基づく保護または給付金もしくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置

付 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第6条第8号の4の改正規定および同条第8号の3の改正規定は公布の日から、同条第8号の4を同条第8号の5とする改正規定、同条第8号の3を同条第8号の4とし、同条第8号の2の次に1号を加える改正規定は平成30年9月1日から、同条第8号の5の次に1号を加える改正規定は平成33年1月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第340号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表3政策推進資金の表経営力強化推進資金の項中「第21条第2項」を「第26条第2項」に改め、別表5開業資金の表融資限度額の欄中「第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)」を「第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業」に改める。

付 則

この告示は、平成30年8月21日から施行する。

滋賀県告示第341号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づき、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する ^{かくたん} 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
グループホームじゅう楽	東近江市五個荘金堂町940	一般社団法人じゅう楽 代表理事 赤木敦子	東近江市五個荘金堂町940	口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	平成30. 8. 1	252160001
ヘルパー事業所じゅう	東近江市五個	一般社団法人じゅう楽	東近江市五個荘	口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引	平成30. 8. 1	252160004

楽	荘金堂町940	代表理事 子	赤木敦	金堂町940	吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養		
---	---------	-----------	-----	--------	--------------------------------	--	--

滋賀県告示第342号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者および同法附則第20条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者として、次の者を登録した。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する ^{かくたん} 喀痰吸引等業務	実施する特定行為業務	登録年月日	登録番号
障害者支援施設清湖園	高島市今津町南新保87番地14	社会福祉法人ゆたか会 理事長 杉橋研一	高島市今津町南新保87番地15	^{くう} 口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 気管カニューレ ^{かくたん} 内部の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 胃ろうまたは ^{かくたん} 腸ろうによる ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養 ^{くう} 経鼻 ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養	^{くう} 口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 気管カニューレ ^{かくたん} 内部の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 胃ろうまたは ^{かくたん} 腸ろうによる ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養 ^{くう} 経鼻 ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養	平成30. 7. 15	251186155
ショートステイせいこえん	高島市今津町南新保87番地14	社会福祉法人ゆたか会 理事長 杉橋研一	高島市今津町南新保87番地15	^{くう} 口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 気管カニューレ ^{かくたん} 内部の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 胃ろうまたは ^{かくたん} 腸ろうによる ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養 ^{くう} 経鼻 ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養	^{くう} 口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 気管カニューレ ^{かくたん} 内部の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 胃ろうまたは ^{かくたん} 腸ろうによる ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養 ^{くう} 経鼻 ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養	平成30. 7. 15	251186156
高島市障がい者日中一時支援事業	高島市今津町南新保87番地14	社会福祉法人ゆたか会 理事長 杉橋研一	高島市今津町南新保87番地15	^{くう} 口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 気管カニューレ ^{かくたん} 内部の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 胃ろうまたは ^{かくたん} 腸ろうによる ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養 ^{くう} 経鼻 ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養	^{くう} 口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 気管カニューレ ^{かくたん} 内部の ^{かくたん} 喀痰吸引 ^{くう} 胃ろうまたは ^{かくたん} 腸ろうによる ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養 ^{くう} 経鼻 ^{かくたん} 経管 ^{かくたん} 栄養	平成30. 7. 15	251186157

滋賀県告示第343号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日(甲賀市および米原市にあっては、検査期日の初日)以後60日以内に実施する。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
守山市の区域	9月3日(月)	守山市役所大ホール
米原市の区域	9月4日(火)	伊吹山麓青少年総合体育館
	9月6日(木)	米原市役所近江庁舎
	9月7日(金)	米原市役所山東庁舎
	9月7日(金)	米原市山東B&G海洋センター
	9月10日(月)	米原市役所米原庁舎 米原げんきステーション
甲賀市の区域	9月11日(火)	旧甲賀公民館
	9月13日(木)	甲賀市甲南第一地域市民センター別館
	9月14日(金)	甲賀市土山地域市民センター車庫
	9月18日(火)	甲賀市信楽体育館
	9月20日(木)	甲賀市役所
	9月21日(金)	甲賀市役所
	9月21日(金)	甲賀市朝宮地域市民センター

2 指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(1級、2級および4級基準点測量)
- 2 作業の地域 彦根市金剛寺町、辻堂町
- 3 作業の期間 平成30年8月3日から平成31年3月25日まで

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域
 - (1) 区域の所在地 甲賀市信楽町黄瀬
 - (2) 区域の表示 次の図のとおり
- 2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり
- 3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間
 - (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市役所および甲賀市役所信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。
 - (2) 縦覧の期間 平成30年8月21日から平成30年9月4日まで(土曜日および日曜日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができる者 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市役所および甲賀市役所信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

一般競争入札の公告

平成30年度から平成35年度までにおける地域情報提供システム賃貸借・運用保守業務委託について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 地域情報提供システム賃貸借・運用保守業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書ならびに契約書案および仕様書(以下「入札説明書等」という。)のとおりに
- (3) 業務期間
 - ア 賃貸借業務 契約締結日から平成36年2月29日まで
 - イ 運用保守業務 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 予定価格 入札説明書による。
- (5) 履行場所 滋賀県庁ほか
- (6) この入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 平成25年4月1日以降に、国または地方公共団体において、情報システムの開発および運用保守業務の受託実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および2(5)に掲げる資格を有することを証する書類
- (2) 提出期限 入札説明書別記2(5)に定める「質問」および別記2(6)に定める「入札書および提案書の提出」のうち最初に行うものの実行日
- (3) 提出場所 4(1)と同じ。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所ならびに問合せ先 滋賀県県民生活部情報政策課 I T企画室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3292 電子メー

メールアドレス it-pmo@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間 平成30年8月21日(火)から平成30年10月1日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も希望に応じて行う。電子メールによる交付を希望する場合、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「地域情報提供システム貸借・運用保守業務に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先の電子メールアドレスを記載した電子メールを送信すること。併せて、そのメールを送信した旨を、(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。交付請求の電子メールを受信した後、交付先の電子メールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成30年9月3日(月)10時 滋賀県庁新館7階システム設計室1A(大津市京町四丁目1番1号)
- (5) 入札書の受領期限 平成30年10月1日(月)17時
- (6) 開札の日時および場所 平成30年10月2日(火)10時 滋賀県庁新館7階システム設計室1A(大津市京町四丁目1番1号)
- (7) 対面評価 平成30年10月15日(月)を予定。提案内容の評価に当たり、対面による評価を行う。時間等を連絡するので入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
- (8) 落札決定 平成30年10月中旬。(7)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 入札参加者は、4(5)に示す受領期限までに、封印した入札書およびこの業務に係る提案書を一括して、4(1)に示す場所に提出しなければならない。郵送による場合は、書留郵便により、4(5)に示す受領期限までに必着のこと。また、この場合の送料は、自己負担とする。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。持参して提出する場合においては、入札書および提案書は別々に封筒に入れそれぞれを密封し、かつ、そのそれぞれの封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)を朱書し、さらに入札書については「地域情報提供システム貸借・運用保守業務に係る入札書在中」と、提案書については「地域情報提供システム貸借・運用保守業務に係る提案書在中」と朱書するものとする。郵便により提出する場合においては、入札書および提案書は二重封筒とし、入札書および提案書を別々に中封筒に入れてそれぞれ密封の上、当該中封筒の封皮には持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書し、入札書の外封筒の封皮には「地域情報提供システム貸借・運用保守業務に係る入札書在中」と、提案書の外封筒の封皮には「地域情報提供システム貸借・運用保守業務に係る提案書在中」と朱書するものとする。なお、テレックス、電報、ファクシミリおよび電子メールによる入札は認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出したもののうち、地域情報提供システム貸借・運用保守業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書および提案書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印するこ

と。

- (2) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) この入札のうち、運用保守業務については、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を滋賀県に請求することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : Lease and operation of system to offer information to local residents, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, October 1, 2018
- (3) For further information, contact : Information Policy Division, Department of Citizens' Affairs, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3292

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 調達物品名および数量

- (1) 危機管理センターほか7施設で使用する電気
ア 予定契約電力 1,517キロワット
イ 総予定使用電力量 3,286,200キロワット時
- (2) 自動車税事務所ほか15施設で使用する電気
ア 予定契約電力 1,280キロワット
イ 総予定使用電力量 2,840,300キロワット時
- (3) 消防学校ほか19施設で使用する電気
ア 予定契約電力 1,573キロワット
イ 総予定使用電力量 2,940,700キロワット時
- (4) 工業技術総合センター信楽窯業技術試験場ほか5施設で使用する電気
ア 予定契約電力 352キロワット
イ 総予定使用電力量 482,300キロワット時
- (5) 総合教育センターほか18施設で使用する電気
ア 予定契約電力 3,010キロワット
イ 総予定使用電力量 5,061,800キロワット時
- (6) 彦根東高等学校ほか20施設で使用する電気
ア 予定契約電力 2,613キロワット
イ 総予定使用電力量 5,294,300キロワット時
- (7) 交通機動隊ほか10施設で使用する電気
ア 予定契約電力 869キロワット
イ 総予定使用電力量 2,400,200キロワット時
- (8) 県本庁舎で使用する電気

- ア 予定契約電力 1,550キロワット
- イ 総予定使用電力量 2,421,000キロワット時
- (9) びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,844キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,687,700キロワット時
- (10) 警察本部庁舎で使用する電気
 - ア 予定契約電力 700キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,713,000キロワット時
- (11) 建設技術センター本館棟ほか1施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 75キロワット
 - イ 総予定使用電力量 166,300キロワット時
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月2日(木)
- 4 落札者の氏名および住所
 - (1) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (2) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (3) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (4) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (5) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (6) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (7) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (8) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (9) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (10) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
 - (11) 関西電力株式会社滋賀法人営業本部 大津市におの浜四丁目1番51号
- 5 落札金額
 - (1) 41,202,857円
 - (2) 35,195,249円
 - (3) 37,747,721円
 - (4) 6,819,444円
 - (5) 65,530,198円
 - (6) 65,594,253円
 - (7) 28,698,924円
 - (8) 28,812,404円
 - (9) 41,257,905円
 - (10) 37,917,826円
 - (11) 2,183,538円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年6月22日(金)

県 税 事 務 所 告 示

滋賀県南部県税事務所告示第3号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第58条の3第3項の規定に基づき、次の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成30年8月21日

滋賀県南部県税事務所長 加藤 慎一

氏名または名称(法人にあつては代表者の氏名を含む。)	主たる事務所または事業所の所在地	取消年月日
----------------------------	------------------	-------

有限会社松井石油店
代表取締役 松井国秋

甲賀市土山町南土山甲824番地

平成30. 7. 31

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年8月21日

滋賀県南部県税事務所長 加藤 慎一

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
50 リットル券	農業	30618064 } 30618065	2	平成30. 4. 2 } 平成31. 3. 31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	平成30. 8. 3
100 リットル券	農業	30618066	1	平成30. 4. 2 } 平成31. 3. 31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	平成30. 8. 3

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年8月21日

滋賀県南部県税事務所長 加藤 慎一

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9769746号	平成32. 4. 17	野洲市八夫1432 中川浩幸	平成30. 8. 3

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、柏木土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年8月21日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳夫

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	村 井 富 士 夫	東近江市柏木町520番地
”	村 井 正	同 所518番地
”	三 原 茂 嗣	同 所431番地
”	村 井 秀 高	同 所468番地
”	村 井 為 雄	同 所451番地2
”	横 田 優	同 所472番地
”	村 井 邦 雄	同 所376番地
監 事	村 井 重 夫	同 所480番地
”	村 井 昇	同 所427番地1

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理事および監事の別	氏名	住 所

理事	村井富士夫	東近江市柏木町520番地
〃	村井正	同 所518番地
〃	三原茂嗣	同 所431番地
〃	村井秀高	同 所468番地
〃	横田優	同 所472番地
〃	村井邦雄	同 所376番地
〃	村井栄子	同 所470番地
監事	村井重夫	同 所480番地
〃	村井昇	同 所427番地1

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年8月21日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理事	田中 信 弘	東近江市伊庭町2245番地
〃	西川 與 平	近江八幡市安土町下豊浦3518番地
〃	北川 泰 義	同 所6949番地
〃	佐子 忠 正	同 市安土町上豊浦1430番地
〃	松井 多喜男	同 市安土町下豊浦4418番地
〃	高谷 直 和	同 所4226番地
〃	塩谷 敏 美	同 所2731番地
〃	善住 善 治	同 所4106番地
〃	吉村 康 人	同 所7844番地2
〃	山本 良 三	東近江市能登川町729番地1
〃	山本 豊	同 所866番地
〃	村田 八佐夫	同 市伊庭町1951番地
〃	松原 正 之	同 市南須田町147番地
〃	片山 朗	同 市北須田町623番地
〃	長尾 修	同 市きぬがさ町651番地
〃	熊崎 博 英	同 所102番地
〃	和田 和 明	同 所943番地
監事	山本 芳 治	同 市伊庭町2040番地
〃	中村 幸 一	同 市南須田町339番地
〃	善住 喜 平	近江八幡市安土町下豊浦4107番地
〃	中野 英 昭	同 所8073番地2

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理事	西川 與 平	近江八幡市安土町下豊浦3518番地
〃	北川 泰 義	同 所6949番地
〃	加野 日出男	同 所2728番地
〃	善住 喜 太郎	同 所4097番地
〃	林 嘉 昭	同 所3565番地
〃	金本 壮 一	同 所8046番地
〃	溝井 敏 昭	同 所4268番地
〃	原田 剛 太郎	同 市安土町常楽寺664番地

〃	山本良三	東近江市能登川町729番地1
〃	山本信彦	同 所958番地
〃	松原正之	同 市南須田町147番地
〃	片山朗	同 市北須田町623番地
〃	村田八佐夫	同 市伊庭町1951番地
〃	山本芳治	同 所2040番地
〃	長尾修	同 市きぬがさ町651番地
〃	西康隆	同 所1172番地
〃	藤橋秀次	同 所48番地
監事	三輪幸太郎	同 市伊庭町2027番地
〃	中嶋幸雄	同 市能登川町911番地
〃	竹田清	近江八幡市安土町下豊浦4217番地
〃	中川善司	同 所3347番地

土木事務所公告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成30年8月21日

滋賀県甲賀土木事務所長 速水茂喜

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
栗東市野尻字鎧田417番10、417番13、417番14、417番15、426番12	39.25m	6.00m	平成30.8.8

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年8月21日

滋賀県湖東土木事務所長 平松良哉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市川瀬馬場町269番地14 小路銘木店 小路定雄	犬上郡多賀町大字多賀字 上三分一1614番1、1614 番3、1614番4の一部	2,908.08㎡	平成30.8.9	000313

